【 国民健康保険税の引き下げ 】

町の国民健康保険の財政運営状況や今後の見通しを踏まえ、国民健康保険財政調整基金を活用することにより令和４年度の税率を下表のとおり引き下げます。

なお、介護納付金分については、県内市町の賦課方式を統一するため、平等割が加わります。また、課税限度額は地方税法施行令の改正により改正されます。

■令和４年度　税率および計算方法【（　）内は改正前】

内訳	計算方法	税率など		
		医療給付費分	後期高齢者医療支援分	介護納付金分（40～65歳）
所得割額	（令和3年中の所得金額－基礎控除43万円）×税率	6.4%（7.6%）	2.5%（2.1%）	2.1%（2.3%）
均等割額	被保険者１人あたり	23,000円（24,000円）	8,000円（7,000円）	5,000円（15,000円）
平等割額	１世帯あたり	20,000円（24,000円）	7,000円（据え置き）	10,000円（－）
保険税年額	所得割額＋均等割額＋平等割額（ただし、賦課限度額まで）	賦課限度額 65万円（63万円）	賦課限度額 20万円（19万円）	賦課限度額 17万円（据え置き）

保険税年額は上記の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計額です。

国民健康保険は世帯単位で加入し、世帯主が納税義務者になります。世帯主が加入者でない場合でも世帯に加入者がいる場合、納税義務者は世帯主になります。

また、75歳到達後は後期高齢者医療制度に加入することになります。

■軽減・減免について

◇子ども均等割軽減の導入（申請不要）

子育て世代の経済的負担軽減を図るため、令和４年度から国民健康保険に加入する子ども（未就学児）の均等割額は５割軽減となります。

◇均等割額・平等割額の軽減制度（申請不要）

世帯主および被保険者の令和３年中の所得金額が一定の基準以下の場合、均等割額・平等割額の軽減制度があり、条件により２割・５割・７割の軽減割合となります。

◇後期高齢者医療制度に伴う経過措置（申請不要）

保険料の軽減世帯で、被保険者が後期高齢者医療制度に移行する世帯で、世帯構成や収入が変わらない場合は、これまでと同様の軽減を受けることができます。

また、後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険の被保険者が１人になる場合、５年間は平等割額が２分の１となり、その後、世帯の状況に変更がない場合は、更に最長３年間平等割額が４分の３となります。

◇被用者保険から後期高齢者医療制度に移行する場合（申請が必要）

被用者保険から後期高齢者医療制度に移行する人の被扶養者で65歳～74歳の人が新たに国民健康保険に加入する場合は、申請による減免措置があります。

資格取得日の属する月以後２年を経過する月までの間に限り、均等割額と平等割額を５割減免します。これは今年度以前に資格を取得した旧被扶養者にも適用されます。なお、所得割額についてはこれまでどおり免除されます。

◇非自発的失業者の軽減（申請が必要）

倒産や解雇などにより国民健康保険に加入された人で一定の条件を満たす場合は、申請により国民健康保険税の軽減措置が適用されます。

健康保険課の窓口で申請を受け付けますので、雇用保険受給資格者証を持参してください。なお、国民健康保険の加入と併せて行う場合は、健康保険資格喪失証明書が必要となります。

【 介護保険料について 】

65歳以上の人の介護保険料の額は、町で必要となる介護保険給付額から算出した基準額をもとに、その人の前年の所得内容と世帯の課税状況に応じて決まります。

介護保険料は、介護が必要な高齢者とその家族を社会全体で支えていくための大切な財源です。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

◇令和４年度　所得段階別の介護保険料

課税状況		所得段階	対象者	保険料年額 (基準額×比率)
本人	世帯			
住民税非課税	全員が住民税非課税	第１段階	生活保護、老齢福祉年金を受給している	16,800円 (基準額× 0.3)
			公的年金収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を引いた合計金額が 80 万円以下	
		第２段階	公的年金収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を引いた合計金額が 80 万円を超え 120 万円以下	28,000円 (基準額× 0.5)
		第３段階	公的年金収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を引いた合計金額が 120 万円を超える	39,200円 (基準額× 0.7)
	住民税課税者あり	第４段階	公的年金収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を引いた合計金額が 80 万円以下	50,400円 (基準額× 0.9)
		第５段階	公的年金収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を引いた合計金額が 80 万円を超える	56,000円 (基準額)
住民税課税		第６段階	合計所得金額が 120 万円未満	67,200円 (基準額× 1.2)
		第７段階	合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	72,800円 (基準額× 1.3)
		第８段階	合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満	84,000円 (基準額× 1.5)
		第９段階	合計所得金額が 320 万円以上	95,200円 (基準額× 1.7)

【 後期高齢者医療保険料が改定されました 】

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と一定以上の障がいがあると認定された人が加入する健康保険制度です。制度を運営する県広域連合が2年ごとに保険料の見直しを行っています。
令和4年度からは、次のとおりに改定されます。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

■保険料率の変更について（令和4年度・5年度）

変更内容	変更前		変更後
均等割額	53,847円	→	**53,417円**
所得割率	10.48%	→	**10.34%**
保険料賦課限度額	64万円	→	**66万円**

◇被用者保険から後期高齢者医療制度に移行する場合

後期高齢者医療制度の加入前に被用者保険の被扶養者であった人は、保険料の負担を減らすため、所得割額の負担はなく、均等割額は5割軽減されます。（申請不要）

なお、均等割額の軽減は、資格取得後2年を経過する月までの間に限ります。

【 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付について 】

新型コロナウイルス感染症の影響や災害など特別な事情により保険税（料）を納めることが困難な場合は、徴収の猶予または減免が適用されることがあります。詳細は、健康保険課賦課徴収係にお問い合わせください。

7月中旬に今年度の国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納税（納付）通知書を納税（納付）義務者に送付します。保険税や保険料の支払い方法は次のとおりです。

◇納付書または口座振替でお支払いの場合

年額を8回（7月～翌年2月まで毎月）に分けて納付書または口座振替で納付

◇年金から天引きでお支払いの場合

年金の支給額から事前に差し引き納付

◇条件により納付書または口座振替と年金から天引きの併用となる場合

（例1）納付書または口座振替により7月・8月・9月分を納付し、残りの額を10月・12月・翌年2月に年金からの天引きで納付

（例2）年金から天引きにより4月・6月・8月分を納付し、残りの額を6回（9月～翌年2月まで毎月）に分けて納付書または口座振替で納付

※国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の納付方法の変更を希望する人は、保険税（料）を滞納なく納付していることなど一定の条件に該当する場合に限り、申請により年金天引きから口座振替に変更することができます。申請は、健康保険課賦課徴収係で行ってください。（7月31日までに手続きをした場合は、9月30日分から口座振替を開始し、10月以降の年金天引きを中止することが可能です）

※口座振替による支払いの場合は、口座名義人が所得税などの社会保険料控除を適用することができます。

※介護保険料は、介護保険法で納付方法が定められているため変更することができません。

たぶせ敬老イベント事業 ～敬老会が変わります～

問健康保険課　☎52-5809

長年にわたり地域の皆さまのご協力のもと開催していた敬老会は、参加者の減少や新型コロナウイルス感染症の感染対策のため、令和４年度から小規模で高齢者の人が参加しやすい敬老イベントに形を変えて行います。既存の団体や、さまざまな町民のグループによる自主的な企画で、地域の皆さんと高齢者がお互いに支え合い、つながりを深める敬老イベントを町が支援します。

◇**対象となるイベント**

10 ～ 30 人程度の参加対象者を招く小規模な敬老イベント（例：ふれあい・いきいきサロン、婦人会、老人クラブ、地域実行委員会、老人福祉施設などが実施するイベント）

※参加対象者とは田布施町住民基本台帳に記載された９月１日現在で 75 歳以上の人

◇**イベント実施期間**　当該年度の９月１日～ 11 月 30 日に開催する敬老イベント

◇**助成内容**　次の①②③の合計額または経費のいずれか少ない額

①１イベントあたり 30,000 円

②イベントの参加者（75 歳以上）１人あたり 1,200 円。（参加者は１つのイベントへの参加に限り補助対象）

③新たに実施する場合、初年度に限り、イベント立上経費として 20,000 円を上限に加算

※ほかの補助事業と併用はできません。

◇**申請方法**　たぶせ敬老イベント事業補助金申請書、事業計画書（イベント実施団体の代表者、日程、参加見込数（参加予定者名簿など））を健康保険課へ提出してください。なお申請書の様式は町のホームページにも掲載しています。

※詳細はお問い合わせください。

【 介護保険サービスについて 】

問健康保険課 長寿支援係
☎52-5809

■介護保険負担割合証の更新

現在お使いの介護保険負担割合証の有効期限は令和４年７月 31 日です。８月以降に使用する介護保険負担割合証を７月中に送付しますので、介護サービスを利用する際は、『介護保険被保険者証』と一緒に『介護保険負担割合証』をサービス提供事業者に提示してください。

■介護保険負担限度額認定証の更新

介護保険施設などを利用する際、市町村民税が非課税世帯など一定の要件に該当する場合は、申請により食費や居住費の負担軽減を受けることができます。詳細な要件などは、お問い合わせください。現在、負担限度額認定を受けている人（有効期限は令和４年７月 31 日）には、更新案内を送付しますので引き続き負担限度額認定が必要な場合は更新の手続きを行ってください。

国民年金保険料の免除申請を 7月1日から受付けます

国民年金には経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、本人・配偶者・世帯主の前年所得に応じて、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

令和４年度（令和４年７月分～令和５年６月分）の免除や猶予を希望する人は、健康保険課（１階⑥番窓口）または徳山年金事務所で７月１日から申請ができます。ただし、令和４年６月まで全額免除、納付猶予の承認を受けていた人で、申請時に継続審査を希望した人は改めて申請をする必要はありません。

なお、保険料の納付猶予になった期間は、年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。10 年以内であれば免除・猶予された保険料をあとから納めること（追納）ができ、受給額を増やすことができます。

また、申請月から２年１か月以内に未納の期間があれば、遡って免除・猶予の申請ができます。過去の申請は、随時、受付けていますので、保険料を未納のまま放置せず、お早めに手続きをしてください。

なお新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が相当程度まで減少した場合には、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、保険料の免除や学生納付特例の申請ができます。

詳細は、徳山年金事務所にお問い合わせください。

◇**問合せ先**

・日本年金機構
　徳山年金事務所
　☎0834-31-2152

・健康保険課保険年金係
　☎52-5809

特定健康診査を受診しましょう（田布施町国民健康保険の人）

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査を実施します。

メタボリックシンドロームは、糖尿病、脳卒中、心臓病といった生活習慣病との関わりが深く、早期発見や予防が重要とされています。

特定健康診査は、自覚症状が現れにくい生活習慣病の発見や健康チェックになるほか、毎年受診することでご自身の健康管理に役立ちますので、ぜひご利用ください。

今まで受診したことがない人は、これを機会に受診してみてください。

■特定健康診査

◇対象者

田布施町国民健康保険の加入者で40歳～74歳の人。対象者には5月下旬に『特定健康診査受診券』と『質問票』を送付しています。4月～12月までに75歳になる人は、国民健康保険の『特定健康診査』ではなく後期高齢者医療の『健康診査』の対象になります。受診券は誕生日の翌月下旬ごろに送付します。

※町が実施する『外来人間ドック助成事業』を利用する場合は、特定健康診査を受診することはできません。

※被用者保険（全国健康保険協会管掌健康保険、健康保険組合、共済組合など）の加入者およびその被扶養者は、加入している保険者から健診方法などについて通知する予定です。

※生活保護の受給者で受診を希望する場合は、保健センター（☎52-4999）にご連絡ください。

◇受診料　無料

◇受診方法

令和5年1月31日（火）までに、郡内の実施医療機関で受診してください。医療機関によっては予約が必要となりますので、事前にご確認ください。

受診の際は、『特定健康診査受診券（びわ色）』、『質問票』、『国民健康保険被保険者証』を必ず医療機関の窓口に提示してください。

◇受診結果

受診した月の約2か月後に個別に通知します。

◇集団健（検）診

9月10日（土）に西田布施公民館で『特定健康診査』と『がん検診』を同時実施します。健（検）診を平日に受診できない人はこの機会に、ぜひご利用ください。

集団健（検）診を希望する人は、受診券および同封の申込書を6月30日（木）までに健康保険課に提出してください。

■特定保健指導

特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要と判定された人を対象に、保健師や管理栄養士が無料でアドバイスを行い、生活習慣を見直すサポートをします。

※対象者には個別に通知をします。

健康診査のご案内（後期高齢者医療の人）

後期高齢者医療に加入している人は、ご自身の健康管理のために山口県後期高齢者医療広域連合が実施する『健康診査』を受診しましょう。

◇対象者

後期高齢者医療の加入者。対象者には、4月下旬に『健康診査受診券』と『質問票』を送付しています。

◇受診料（自己負担額）　500円

◇受診方法

令和5年3月31日（金）までに、県内の実施医療機関で受診してください。医療機関によっては予約が必要となりますので、事前にご確認ください。

受診の際は、『健康診査受診券（水色）』、『質問票』、『後期高齢者医療被保険者証』を必ず医療機関の窓口に提示してください。

◇受診結果

受診された医療機関で説明を受けてください。